



～子どもの安全・安心な自転車利用に向けて～
子どものヘルメットを購入し自転車損害賠償保険等に加入した方に、
区内共通商品券をお渡しします！

令和4年4月26日
区長記者発表

自転車乗車時のヘルメット着用

道路交通法では、児童または幼児の保護者に対して、乗車用ヘルメットを着用させる努力義務が規定されている。

しかし

2019年の民間調査では、子どもが自分で自転車に乗るとき、保護者が子乗せに同乗させるときの、ヘルメット着用率は**56.9%**という結果が！



自転車乗用中の交通事故で死亡した方の約6割が頭部に致命傷を負っている。

また、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約3倍高い！

ヘルメット着用は命を守るために有効！



自転車損害賠償保険への加入義務化

東京都では、令和元年度に東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を改正し、令和2年4月1日から自転車利用者や自転車使用事業者、自転車貸付事業者などに対して自転車損害賠償保険への加入を義務化！

18歳未満の子どもの保護者が、その子どもを自転車損害賠償保険に加入させることも【義務】としている！



しかし

令和3年2月19日(金曜)～3月1日(月曜)に行われた東京都の調査では、損害賠償保険への加入率は**60.4%**で、**約4割が加入していない**という結果に！

東京都は、自転車購入時に販売者から利用者へ保険を案内するなど、加入勧奨を行っている

命を守るためのヘルメットの着用勧奨に加えて、対人賠償保険への加入促進も必要！

ヘルメット購入と保険加入の促進事業

区内の児童や幼児が安全で安心して自転車に乗ることができるよう、自転車用ヘルメットを購入し、自転車損害賠償保険に加入した子ども(13歳未満)の保護者に対して、**2,000円分の区内共通商品券(スマイル商品券)**をお渡し！



■**対象者** 区内在住の13歳未満の子ども(一人1回のみ)

■**必要書類**

- 申請書(本庁舎6階地域交通課窓口備え付けの用紙のほか、区ホームページからダウンロードも可能)
- 子どもの自転車用ヘルメット購入時の領収書または、レシートの写し
※令和4年1月1日以降に購入したもの
- 自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し
※申込時点で有効期間が6か月以上残っていることが必要。

■**申し込み** 必要書類を、地域交通課交通対策係(区役所5階)に郵送または直接持参。

■**申し込み受付期間** 令和4年4月1日から令和5年3月31日

■**注意事項** 交通事故で自らがケガをした場合に保険金が支払われる傷害保険のみのプランは対象外



子どもたちが安全で安心して自転車に乗ることができるよう、
この事業を通して保護者も含めた意識啓発を実施！

さらに

オンラインで手軽に保険加入

区民交通傷害保険事業

区民が交通事故でけがをした場合に保険金が支払われるほか、自転車の使用などにより他人にけがを負わせた場合に損害賠償金を補償する保険に、区のアっせんにより加入できる事業。

保険料 1,400円/年(最安コースの場合)
自転車賠償保険金額 1億円

- 加入の申し込みができる期間が、1年のうち2月～3月の2か月間と短い。
- 金融機関窓口で直接紙の申込書を提出し、保険料を現金で納入する必要がある。

利便性について
課題があった

そこで

23区初

一層の加入促進と区民の利便性向上のため、
令和4年6月1日(水曜)から、区民交通傷害保険のオンライン随時受付を開始！

申込みが
随時受付に変更

インターネットでの
加入申し込みが可能に

保険料の支払いは
クレジットカード
電子マネーOK

※団体加入は引き続き、区の窓口で加入受付が必要